

IV. 教師からの支援

沖縄県立森川養護学校教諭 新垣京子

教師の役割

○ 学校内での医療的ケアを考える

養護学校義務化1974年（昭和49年）から24年、医療の進歩とともに養護学校へ入学してくる子供たちの障害の種類や程度も様々になってきました。

最近では特に吸引や注入など、いわゆる医療的ケアを日常生活の中で余儀なくされている子供たちが急増し、その子供たちにどのような教育の機会を保障してあげられるか、学校現場においてもさけては通れない課題の一つです。

しかし、現在のところは、文部省の通達により医療行為は認められておらず、安全保障問題の面からも、教職員が勝手に関わることはできないのが現状です。

他にも、対応できるだけの設備がない・教職員の研修・教職員同士の共通理解・医療機関との連携等、様々な諸問題がのしかかってきます。

しかし、本人や家族の皆さんの「みんなと一緒に学習したい」という強い希望や要求がある以上、クリアできる課題から焦らず一つ一つ取り組んでいく時期にきているのではないのでしょうか。

幸い、本県には平成8・9年度に「医療行為を必要とする児童生徒の教育検討委員会」が発足し、平成10年3月末に県へ答申されました。その答申を受けて、鏡が丘養護学校では平成10・11年の2年間「医療的ケアのモデル校」の研究指定を受け、研究を進めているところです。

医療的ケアを必要とする子供たちが、安心して通うことのできる日はそう遠い将来ではないことだと思います。

～役に立つ情報～

教育相談（早期からの教育相談）

○ 県立教育センター

心身に障害を持つ幼児児童生徒の障害の実態に即した相談を行っています。

<相談内容>

構音指導、言語指導、心理検査、聴力検査、育児・躰、適性就学・進路、専門医による診断や検査等に関すること、その他

<相談申込方法>

予約制：電話等により、特殊教育課担当に申し込む。

月～金 9:00～15:00

来所相談は保護者同伴を原則とする

◦ 特殊教育諸学校

各学校では、校内適性就学委員会が設置され、教頭を窓口にて教育相談・学校参観・体験入学について随時対応している。

小学校入学までの手順

◦ 就学相談

就学や教育措置を前提とした就学相談は、教育委員会が実施主体となりおこなっています。保護者や本人の考えや意見を聴き、その上で、具体的な教育措置を判断します。

◦ 心身障害児巡回就学相談活動事業

昭和56年度から県内各地で毎年実施しており、心身に障害をもつ幼児の保護者を対象に、教育・医療・福祉の専門家による相談を行っています。

期日は7月上旬から10月下旬で、申し込み方法は、市町村教育委員会または県立教育センター特殊教育課まで申し込んでください。

◦ 就学指導委員会

障害児について、その障害の種類、程度等の的確な判断を行うために各方面の専門家により構成されています。

<例えば、那覇市の構成メンバー>

(医師2、教育職員9、大学教官1、児童福祉職員3、行政関係2、その他3 合計20名)

平成8年5月現在・県教育庁義務教育課調べ

市町村教育委員会……軽度の障害の判断が中心

県就学指導委員会……重度の障害の判断が中心

◦ 事務手続き

市町村の教育委員会は、10月1日現在における新入学者の人数の把握をし、学齢簿の作成後11月30日迄に健康診断を行います。それを受けて、適正就学委員会と保護者の話し合いがもたれ、措置決定後12月31日までに、県教育委員会に通知します。新入学者の保護者に対しては、1月31日にまでに小学校または特殊教育諸学校の小学部への就学通知を行います。

就学奨励費

◦ 障害児の特殊教育諸学校や特殊学級への就学を容易にするため、保護者に対して特殊教育就学奨励費が支給されます。

◦ 対象経費

就学に必要な諸経費のうち次に掲げるものについて、経済的負担能力に応じてその全部又は一部を支給しています。

- ①教科用図書購入費(高等部) ②学校給食費 ③交通費(通学費、付添人の交通費)
- ④修学旅行費 ⑤学用品購入費 ⑥通学用品購入費 ⑦その他

◦対象者

特殊教育諸学校（幼小中学部及び高等部の本科、別科、専攻科）及び、小・中学校の特殊学級に在籍する幼児児童生徒です。

～Q&A～

森川養護学校の通学制度と病院訪問学級

Q1 森川養護学校では、今年度（H10年）から通学制が実施されると聞きましたが、条件等を教えてください。

A 病弱や肢体不自由の学齢児童生徒を対象に、適性就学指導委員会の答申を尊重して、1月末日までに教育措置を決定します。

通学区域は、浦添市、那覇市、宜野湾市、西原町、北中城村、中城村に住所を有する児童生徒で、通学が可能な者。

通学生の条件として

①保護者が送迎をする。②弁当持参。③医療行為は原則として保護者が行うこと。

④医療行為に必要な器具・機材は、保護者が確保する。

……等、詳しくは県立森川養護学校まで問い合わせて下さい。

Q2 病院訪問学級への転校はどのように行われるのでしょうか？

A 森川養護学校の病院訪問学級は県内の9つの病院に設置されています。

（北部、中部、中頭、琉大附属、那覇市立、県立那覇、赤十字、協同、南部病院）

原則として該当する病院に入院している学齢児童生徒（義務教育）を対象に、医師の学習許可を得た上で、森川養護に学籍を移します。その場合入院期間が、1ヶ月以上の診断を要します。

尚1ヶ月未満の入院児については、体験入学の制度もあるので詳しくは、森川養護学校へ問い合わせて下さい。

入学・転校の手続き方法について

①小学校新1年生として入学を希望する場合

今住んでいる市町村教育委員会に、病院訪問学級を設置している病院の医師の診断書（入院期間を明記）を添えて申し出てください。

②小・中学校から転入学を希望する場合

お子さんの通っている小・中学校の校長に、病院訪問学級を設置している病院の医師の診断書を添えて転学させたいということを申し出て下さい。

※年間を通していつでも手続きできます。

問い合わせ先

☎ (098) 945-3008 F A X (098) 946-5567

ホームページアドレス <http://www.ii-okinawa.or.jp/people/moriyou/index.html>

Q3 親の希望はどこまで希望通りになるのでしょうか？

A 自分の子供がどの学校のどの学級で、どのような教育を受けるかは、どの親にとって

も最大の関心事であり又期待も大きいことだと思います。

子供にとって「何がどのように必要であるか」に視点をおき、早期からの養育や教育について、様々な機関からの情報を集めたり、相談を行うことが必要ではないでしょうか。

各特殊学校では、就学前の児童を対象に、学校見学や体験入学を実施しています。そのような機会を大いに利用し、色々見聞きした上で、居住する市町村の適性就学指導委員会の方と相談してみても、いかがでしょうか？

*沖縄県立教育センター-特殊教育課

沖縄市字与儀587 ☎098(933)-7555(内線501)

<参考資料>

「障害児の理解と教育」

発行 沖縄県立教育センター

<メモ>